

令和2年8月7日

関係各位

国立大学法人徳島大学
学長 野地 澄 晴

共同研究に係る間接経費の取扱変更について

日頃より本学の教育、研究、産学連携活動にご支援、ご協力を賜り心より御礼申し上げます。

さて、この度本学では、文部科学省と経済産業省による「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（平成28年11月30日策定）に基づき共同研究における直接経費、間接経費の見直しを行い、本年8月1日から国立大学法人徳島大学共同研究取扱規則を改正することとなりました。

従前は、本学との共同研究を実施していただいている皆様には、直接経費（当該研究実施のために必要となる備品費、消耗品費、謝金、旅費、研究支援者等人件費等の直接的な経費）の10%を間接経費（当該研究実施のために必要となる直接経費以外の諸経費）としてご負担いただいております。

しかしながら、近年の国立大学法人を取り巻く情勢において現状の10%を維持した場合、大学の経費削減の努力のみでは国からの運営費交付金等の経常的な支援の減少による資金不足を吸収できず、教育、研究、産学連携活動の遂行に影響を及ぼしかねない状況となっております。

つきましては、下記のとおり間接経費率を変更し、より一層アカデミアとしての機能向上を図り、産業界及び地域社会に対する研究成果の還元等求められている役割を果たして参りたいと考えておりますので、皆様には本趣旨をご理解いただき、今後ともご支援、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 規則の主な変更内容

・間接経費率の変更

旧：直接経費の額の10%

新：直接経費の額の30%

2. 適用開始時期

令和2年10月1日から適用されます。なお、変更契約も同様の取り扱いとします。
ご不明な点はお問い合わせ先までご相談ください。

3. 間接経費の主な用途

・光熱水料費、施設保守管理・修繕費用 等

《お問い合わせ先》

国立大学法人徳島大学 研究・産学連携部

【常三島地区】

常三島研究・産学支援課 研究・産学支援係

TEL: 088-656-9861 E-mail: sangaku@tokushima-u.ac.jp

【蔵本地区】

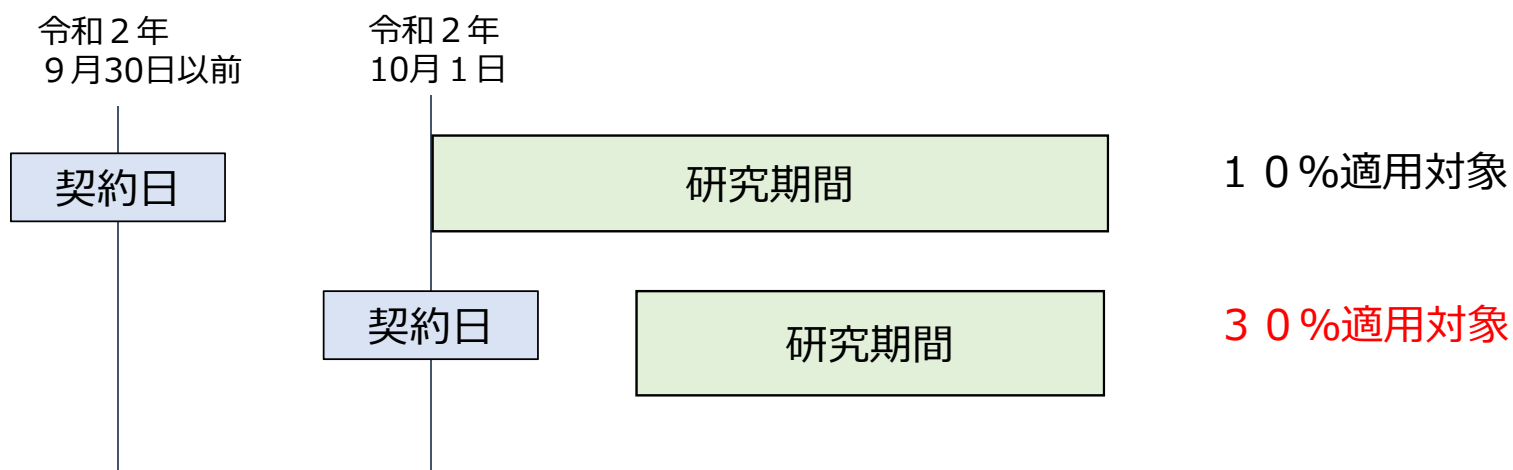
蔵本研究・産学支援課 研究・産学支援係

TEL: 088-656-9421 E-mail: jk-kenkyuk@tokushima-u.ac.jp

◆運用開始時期

【令和2年10月1日以降に契約する共同研究】

【令和2年10月1日以降の共同研究変更契約により経費を追加する場合（変更契約）】



【令和2年9月30日以前から実施している共同研究】

経費の追加がなければ令和2年10月1日以降も間接経費は10%です。



※移行期間を令和2年10月1日から令和3年3月31日まで設定させていただきます。

ご不明な点は、お問い合わせください。